

会計年度任用職員(臨時)の登録者を募集します

1 目的

病気・怪我等による職員の欠員が発生した場合の欠員補充

2 募集区分

会計年度任用職員（臨時）（※旧制度のアルバイト）

3 募集職種

清掃作業（区内ごみ集積所からのごみの収集作業）

4 勤務場所

杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所

5 勤務内容

- 職員と収集車両に乗り、区内ごみ集積所からごみを収集します。
- 作業に必要な上着、ズボン、雨具、手袋、靴は貸与します。

6 勤務時間

- 1日7時間×1月20日以内
- 原則、午前7時10分～午後3時10分まで（内休憩1時間）
- 勤務日は、月曜日から土曜日（祝日含む。）の間で、勤務可能日の中で調整します。

7 任期

原則、1か月から6か月

8 時給

1, 676円（令和7年12月1日現在）

9 手当

- 通勤費：1か月55,000円まで実費支給
- 期末・勤勉手当：6か月以上の勤務があり、所定の勤務日数・時間がある場合に支給
- 特殊勤務手当：日額700円

10 社会保険

勤務形態・勤務日数に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。

11 休暇

勤務形態・勤務日数に応じて年次有給休暇、慶弔休暇などの休暇が付与されます。

12 登録方法

- 「会計年度任用職員（臨時）【清掃作業員】登録制度申込書」に必要事項を記載の上、郵送または持参により、希望職場に提出してください。どちらでも可の場合は、杉並清掃事務所に提出してください。
- 申込書を受領した段階で登録完了とします。
- 登録が完了した旨の通知は行いません。また申込書の返却は行いません。

13 採用について

- 欠員が発生した場合に、登録者の中から清掃事務所で必要とされる適性、経験を満たしている方へ連絡し面接を行います。
- 面接の結果により最終的に採用を決定します。従って、登録者が必ずしも採用されるわけではありません。また、欠員等がなければご連絡できないことがあります。
- 登録期間は登録年度の3月31日までとします。期間終了後の自動継続は行いません。引き続き登録を希望する場合、その時点での募集状況を確認したうえで、再度登録の申込みを行ってください。

14 欠格条項（地方公務員法第16条）

次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法の第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。